

# 室戸市で商工業を営む皆様へ

## 室戸市マイナンバーカード 普及促進地域振興券 加盟店募集のお知らせ

室戸市マイナンバーカード普及促進地域振興券がマイナンバーカード取得者に対し下記の通り発行されます。つきましては、この地域振興券を取扱いできる加盟店の募集を行います。たくさんの皆様のご参加をお願い致します。

**加盟方法**：裏面の加盟店申込書に必要事項を記入のうえ、室戸市商工会へご提出下さい。  
申込者には、後日取り扱い要項、ポスター等をお送りさせていただきます。

**申込期日**：令和4年8月17日(水)17:00まで  
※期限後も加盟できますが、事業開始時のポスター等に店名が記載されません。

**事業目的**：マイナンバーカードの普及促進、新型コロナウイルス感染症により停滞した市内経済活動の回復、地域における消費喚起及び市外への消費流出の抑制を図る。

**加盟条件**：室戸市内において商工業を営む方。  
※次のいずれかに該当する場合は登録できません。  
(1)性風俗関連特殊営業その他業務の内容が公序良俗に反すると認められる営業を行うもの (2)室戸市建設工事指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止の措置又は指名回避措置基準要領(平成18年4月1日施行)に基づく指名回避の措置を受けている者 (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という)が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体

**商品の販売**：お客様が地域振興券での買い物希望されたら現金同様にお取り扱い下さい。  
但し、つり銭は出さないものとします。  
※ 地域振興券で購入出来ないもの  
(1)国税、地方税等の公租公課 (2)不動産及び金融商品 (3)商品券又はプリペイドカードなど換金性の高いもの (4)たばこ (5)公序良俗に反するもの (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(第10条第1項第1号において「性風俗関連特殊営業」という)において提供される役務 (7)その他市長又は加盟店が地域振興券の使用が適当でないと認めるもの

**換金方法**：お客様から受け取った地域振興券は、室戸市商工会で換金を受けてください。

**換金期間**：令和4年9月1日(木)～令和5年2月10日(金)

**換金支払**：15日、月末の締日の翌週の水曜日に口座へ振込みます。  
※ 振込手数料は、商工会が負担致します。  
※ 換金手数料は、必要ありません。

**発行計画**：発行予定総額……3,600万円  
発行予定冊数……9,000冊 (1冊 @1,000円券 4枚綴り)

**有効期限**：2022年9月1日(木)～2023年1月31日(火)まで

～お問い合わせ先～

室戸市商工会

TEL：0887-22-0001

FAX：0887-22-2311

E-mail：muroto@kochi-shokokai.jp